

認定状態区分が変更になった場合について、保険者に対する、居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出及びケアプランの写しの提出について※¹。

1 ……居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出

2 ……ケアプラン（第1表～3表、利用票・利用票別票）の写しの提出※²

変更前 ⇒ 変更後	1	2	計画作成
要介護 ⇒ 要支援	○	○	地域包括支援センター （委託を受けた居宅介護支援事業所）
要支援 ⇒ 要介護	○	○	居宅介護支援事業所
要支援 ⇒ 要支援	×	×	地域包括支援センター （委託を受けた居宅介護支援事業所）
要介護 ⇒ 事業対象者	○	○	地域包括支援センター （委託を受けた居宅介護支援事業所）
要支援 ⇒ 事業対象者	○	×	地域包括支援センター （委託を受けた居宅介護支援事業所）
事業対象者 ⇒ 要介護	○	○	居宅介護支援事業所
事業対象者 ⇒ 要支援	○	○	地域包括支援センター （委託を受けた居宅介護支援事業所）

○……必要

×……不要

※1 委託を受けた居宅介護支援事業所が変更になった場合は、保険者に対し、居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出、ケアプランの写しの提出が必要となります。

※2 認定状態区分が変更になった場合以外でも、例外的なサービスの利用が必要になった場合等にはケアプランの写しの提出が必要となる場合があります。